令和元年度第１７回　地域連携推進機構運営会議　議事次第

日　時：令和２年１月７日（火）　１３：１５～１４：１５
場　所：本部管理棟　２階 第二会議室

【議題】 ＜審議事項＞	資料番号
１　国立大学法人琉球大学地域連携推進機構規則の一部改正について	審議１
２　その他	
＜報告事項＞	
１　その他	

※参考資料
- 地域連携推進機構運営会議 委員名簿（令和元年１１月１１日時点）（参考資料１）
- 国立大学法人琉球大学地域連携推進機構規則（参考資料２）
- 地域連携推進機構運営会議 座席表（参考資料３）

※今後の日程（予定）
・第１８回 …　１月２０日（月）　１０：００～１２：００　於：本部管理棟　２階 第二会議室
・第１９回 …　２月１０日（月）　１０：００～１２：００　於：本部管理棟　２階 第二会議室
・第２０回 …　３月　９日（月）　１０：００～１２：００　於：本部管理棟　２階 第二会議室

国立大学法人琉球大学地域連携推進機構規則の一部改正に伴う新旧対照表（案）

新	旧
（改正理由と概要） 学長による「イノベーションの先導に向けた体制の見直しに向けて」の基本的な方針に基づき，イノベーションの先導に向け，基礎研究から産学官連携まで一貫して研究者を支援できる体制への再編を進めるとともに，外部資金の獲得力強化を図るため，地域連携推進機構が担当している産学官連携業務を新年度から研究推進機構に移管することに伴う所要の改正を行う。 地域連携及び地域貢献の取組への体制を強化するため，地域連携企画室と生涯学習部門を統合し，新たに地域共創企画室を設置することに伴う所用の改正を行う。 その他，文言等の修正を行う。	
国立大学法人琉球大学地域連携推進機構規則	**国立大学法人琉球大学地域連携推進機構規則**
（趣旨） **第１条**　この規則は，国立大学法人琉球大学組織規則第１６条第２項の規定に基づき，国立大学法人琉球大学地域連携推進機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。	（趣旨） **第１条**　この規則は，国立大学法人琉球大学組織規則第１６条第２項の規定に基づき，国立大学法人琉球大学地域連携推進機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。
（目的） **第２条**　機構は，国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）が~~地域の~~持続可能な社会の実現に寄与していくことを目指し，自らが保有する教育研究	（目的） **第２条**　機構は，国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）における地域連携，産学官連携及び生涯学習推進に関わる戦略を全学的かつ一体的な観

の強みや特色を活かして，高等教育機関，地方公共団体，産業界及び金融機関等（以下「各種団体」という。）と連携~~して，地域重視の教育研究の強み，特色を最大限に活かし持続的な社会の発展に寄与するため，地域で必要とされる人材の育成及び社会貢献を支援・~~することによって，地域の振興や発展を担う人材の育成及び地域に貢献する活動を推進することを目的とする。	点から確立し，地域社会における人材の育成，産業振興に貢献するとともに地域連携の諸活動を通して本法人における教育研究活動の活性化を図ることを目的とする。
（業務） 第3条　機構においては，次に掲げる業務を行う。	（業務） 第4条　機構においては，次に掲げる業務を行う。
（1）~~全学的な~~地域連携及び地域に貢献~~に関する諸事業（生涯学習教育，地域志向教育，リカレント教育，イノベーション教育等を含む）の推進~~する活動の全学的な推進に係る事業（企画・立案・審査・選考等を含む）~~，予算並びに規則の制定及び改廃~~に関すること。	（1）地域連携企画室
（削る）	ア　機構全体の統括，方向性に関すること。
（削る）	イ　機構内の組織間の協働体制の構築に関すること。
（削る）	ウ　機構とグローバル教育支援機構，研究推進機構及び学部・研究科等との協働体制の構築に関すること。
（削る）	エ　機構と産学官をはじめとする多様な組織との協働体制の構築に関すること。
（削る）	オ　学内外への地域連携に係る広報戦略策定と実施に関すること。
（削る）	カ　産学官民からの協力要請及び要望等に関する総合窓口に関すること。
（2）その他前条の目的を達成するために必要な業務	（2）産学官連携部門
（削る）	ア　民間機関等との共同研究，受託研究その他研究開発の支援に関すること。
（削る）	イ　民間機関等の技術者及び学生等への技術教育の実施及び援助に関すること。

（削る）	ウ　知的財産の創生，内容評価，特許出願，管理及び活用に関すること。
（削る）	エ　知的財産の契約及び係争に関すること。
（削る）	オ　知的財産の補償，表彰及び啓発普及に関すること。
（削る）	カ　知的財産の技術移転に関すること。
（削る）	キ　知的財産及びノウハウを活用した大学発ベンチャーの起業支援に関すること。
（削る）	ク　その他産学官連携の推進に関すること。
（削る）	（３）生涯学習推進部門
（削る）	ア　生涯学習体系に資する教育・研究に関すること。
（削る）	イ　公開講座及び公開授業の計画・実施の支援に関すること。
（削る）	ウ　本法人が有する生涯学習に資する機能の開放に関すること。
（削る）	エ　地域志向教育の推進に関すること。
（削る）	オ　地域人材の育成に関すること。
（削る）	カ　他の教育機関及び地域の生涯学習機関等との連携・協力に関すること。
（削る）	キ　その他生涯学習に関すること。
２　機構は，前項に規定する業務のほか，~~各部局等（学部，研究科，センター，附属施設等）~~国立大学法人琉球大学組織規則に定める運営推進組織及び教育研究等組織（以下「各部局等」という。）が行う地域連携及び地域に貢献~~に係る諸~~する活動を支援し，その推進を図る。	（新規）
（地域共創企画室） 第４条　前条に掲げる業務について，機構の職員が相互に連携して実務を担いつつ円滑に進めるため，機構に地域共創企画室（以下「企画室」という。）を置く。	（部門等） 第３条　前条の目的を達成するため，機構に次の室，部門，系及びセンターを置く。
（削る）	（１）地域連携企画室

（削る） （削る） （削る） （削る） （削る） （削る） （削る） （削る） （削る）	（２）産学官連携部門 ア　研究開発支援系 イ　知的財産系 ウ　起業支援系 （３）生涯学習推進部門 ア　社会教育系 イ　地域志向教育系 ２　前項１号の地域連携企画室に交流人材センターを置く。 ３　交流人材センターに関し必要な事項は，別に定める。
（企画室の任務） 第５条　企画室は，次の各号に掲げる任務を遂行する。 （１）地域との連携・協働による人材育成の仕組み構築（生涯学習，学生や社会人を対象としたカリキュラム等を含む。）の企画・立案，実施及び管理 （２）各種団体と本学，各部局等との連携活動に必要となる協議，組織間の連絡調整 （３）本学における地域連携及び社会に貢献する活動に関する調査・分析及び広報 （４）前各号に掲げるもののほか，室の目的を達成するために必要な事項に関する活動	（新規）
（企画室の組織） 第６条　企画室は，次の各号に掲げる者をもって組織する。 （１）企画室長（以下「室長」という。） （２）専任教員	（新規）

（３）特命教員 （４）その他室長が必要と認める者 （職員） 第７条　機構に，次の各号に掲げる職員を置く。 （１）機構長 （２）副機構長 （３）室長 （削る） （４）専任教員 （５）特命教員 （削る） （削る） （削る） ２　前項に規定する者のほか，次の各号に掲げる職員を置くことができる。 （１）併任教員 （２）その他必要な職員 （機構長） 第８条　機構に，機構長を置き，地域連携を担当する理事をもって充てる。 ２　機構長は，機構の業務を掌理し，統括する。 （副機構長） 第９条　機構に，機構長の職を補佐するため副機構長を置く。	（組織） 第５条　機構に，次の各号に掲げる職員を置く。 （１）機構長 （２）副機構長 （３）室長 （４）部門長 （５）専任教員 （６）特命教員 （７）併任教員 （８）コーディネーター （９）その他の職員 （新規） （新規） （新規） （機構長） 第６条　機構に，機構長を置き，地域連携を担当する理事をもって充てる。 ２　機構長は，機構の業務を掌理し，統括する。 （副機構長） 第７条　副機構長は，機構長の職を補佐するとともに，機構長に事故があるとき又は欠けたときは，その職務を代行する。

２　副機構長は，本法人の副理事又は教員のうちから機構長の推薦に基づき，学長が任命する。 ３　副機構長は，機構長に事故があるとき又は欠けたときは，その職務を代行する。 ４　副機構長の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。 （室長） 第１０条　機構に，室の任務を掌理するため室長を置く。 ２　室長は，本法人の役員及び教員のうちから機構長の推薦に基づき，学長が任命する。 ３　室長の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，室長に欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。 （専任教員） 第１１条　専任教員は，機構長~~，副機構長，室長~~の命を受けて，第３条の業務を行う。 ２　専任教員の選考手続き等については，国立大学法人琉球大学教員選考通則の規定に基づき，機構長が担当の理事と調整の上，学長の承認を得て，別に定める。 （削る） （特命教員） 第１２条　特命教員は，機構長~~，副機構長，室長~~の命を受けて，第３条の業務	２　副機構長は，本法人の副理事又は教員の中から機構長の推薦に基づき，学長が任命する。 （新規） ３　副機構長の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。 （室長） 第８条　室長は，当該室の業務を掌理するとともに，機構長の職務を補佐する。 ２　室長は，本法人の教員の中から機構長の推薦に基づき学長が任命する。 ３　室長の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，室長に欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。 （部門長） 第９条　部門長は，当該部門の業務を掌理するとともに，機構長の職務を補佐する。 ２　部門長は，本法人の教員の中から機構長の推薦に基づき学長が任命する。 ３　部門長の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。 （新規）

を行う。 ２　特命教員の選考手続き等については，別に定める。 （併任教員） 第１３条　併任教員は，専任教員及び特命教員と協力し，第３条の業務を行う。 ２　併任教員は，機構長の申請に基づき，学長が任命する。 ３　機構長は，前項の申請に当たっては，当該教員の所属する学部長等の同意を得るものとする。 ４　併任教員の任期は任命された日の属する年度の翌年度の末日までとし，再任を妨げない。	（新規）
（運営会議） 第１４条　機構の運営に関わる基本方針の策定を行うため，地域連携推進機構運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。	（運営会議） 第１２条　機構の運営に関わる基本方針の策定を行うため，地域連携推進機構運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。
（審議事項） 第１５条　運営会議は，次に掲げる事項の基本方針の策定について審議する。 （１）機構の管理運営に関すること。 （２）機構の教員人事（教員選考に係る部分を除く。）に関すること。 （３）機構の事業計画に関すること。 （４）その他機構に関すること。	（審議事項） 第１３条　運営会議は，次に掲げる事項の基本方針の策定について審議する。 （１）機構の管理運営に関すること。 （２）機構の教員人事（教員選考に係る部分を除く。）に関すること。 （３）機構の事業計画に関すること。 （４）その他機構に関すること。
（運営会議の組織） 第１６条　運営会議は，次に掲げる委員で構成する。 （１）機構長	（運営会議の組織） 第１４条　運営会議は，次に掲げる委員で構成する。 （１）機構長

（２）副機構長 （３）室長 （削る） （４）専任教員 （５）特命教員 （削る） （削る） （６）総合企画戦略部長 （７）地域連携推進課長 （８）その他機構長が必要と認めた者 ２　前項第８号の委員の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。 （議長） 第１７条　運営会議に議長を置き，機構長をもって充てる。 ２　議長は運営会議を招集し，主宰する。 ３　議長に事故があるとき又は欠けたときは，副機構長がその職務を代行する。 （議事） 第１８条　運営会議は，委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。 ２　議決を要する事項については，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。 ３　議長が必要と認めるときは，委員以外の者を運営会議に出席させ，意見	（２）副機構長 （３）室長 （４）部門長 （５）専任教員 （６）特命教員 （７）機構長が指名する併任教員　若干人 （８）コーディネーター （９）総合企画戦略部長 （10）地域連携推進課長 （11）その他機構長が必要と認めた者 ２　前項第７号及び第１１号の委員の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。 （議長） 第１５条　運営会議に議長を置き，機構長をもって充てる。 ２　議長は運営会議を招集し，主宰する。 ３　議長に事故があるとき又は欠けたときは，副機構長がその職務を代行する。 （議事） 第１６条　運営会議は，委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。 ２　議決を要する事項については，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。 ３　議長が必要と認めるときは，委員以外の者を運営会議に出席させ，意見

を聴くことができる。 （部会） 第１９条　機構~~の運営を円滑に進める~~は，教育研究における専門的な分野に係る取組を推進するため，必要に応じて~~専門~~部会を置くことができる。 ２　~~専門~~部会に関し必要な事項は，別に定める。 （地域連携推進会議） 第２０条　機構の運営並びに地域連携及び地域への貢献活動等に関する全学的な事項を審議するため，地域連携推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。 ２　推進会議に関し必要な事項は，別に定める。 （地域連携推進協議会） 第２１条　機構及び機構が行う活動等について，客観的な観点からの評価・助言等に基づいた改善に資するため，地域連携推進協議会を置く。 ２　地域連携推進協議会に関し必要な事項は，別に定める。 （事務） 第２２条　機構に関する事務は，総合企画戦略部地域連携推進課において処理する。 （雑則） 第２３条　この規則に定めるもののほか，機構の運営に関し必要な事項は，推進会議の承認を得て機構長が別に定める。	を聴くことができる。 （専門委員会） 第１７条　機構に専門的事項を審議するため，専門委員会を置くことができる。 （新規） （地域連携推進会議） 第１０条　機構の運営並びに全学の地域貢献及び地域連携等に関する事項を審議するため，地域連携推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。 ２　推進会議に関し必要な事項は，別に定める。 （地域連携推進協議会） 第１１条　機構に対する評価・助言等を行うため，地域連携推進協議会を置く。 ２　地域連携推進協議会に関し必要な事項は，別に定める。 （事務） 第１８条　機構に関する事務は，総合企画戦略部地域連携推進課において処理する。 （雑則） 第１９条　この規則に定めるもののほか，機構の運営に関し必要な事項は，推進会議の承認を得て機構長が別に定める。

（改廃） 第２４条　この規則の改廃は，推進会議の議を経て学長が行う。 附　則 １　この規則は，平成２８年４月１日から施行する。 ２　琉球大学産学官連携推進規則（平成２０年４月２２日制定）は，廃止する。 ３　琉球大学生涯学習教育研究センター規則（平成９年３月２５日制定）は，廃止する。 ４　琉球大学地域貢献推進委員会規程（平成１４年６月２５日制定）は，廃止する。 附　則（平成３０年３月３０日） この規則は，平成３０年４月１日から施行する。 附　則（令和　年　月　日） この規則は，令和２年４月１日から施行する。	（改廃） 第２０条　この規則の改廃は，推進会議の議を経て学長が行う。 附　則 １　この規則は，平成２８年４月１日から施行する。 ２　琉球大学産学官連携推進規則（平成２０年４月２２日制定）は，廃止する。 ３　琉球大学生涯学習教育研究センター規則（平成９年３月２５日制定）は，廃止する。 ４　琉球大学地域貢献推進委員会規程（平成１４年６月２５日制定）は，廃止する。 附　則（平成３０年３月３０日） この規則は，平成３０年４月１日から施行する。

国立大学法人琉球大学地域連携推進機構規則

（趣旨）

第１条　この規則は，国立大学法人琉球大学組織規則第１６条第２項の規定に基づき，国立大学法人琉球大学地域連携推進機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（目的）

第２条　機構は，国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）が持続可能な社会の実現に寄与していくことを目指し，自らが保有する教育研究の強みや特色を活かして，高等教育機関，地方公共団体，産業界及び金融機関等（以下「各種団体」という。）と連携することによって，地域の振興や発展を担う人材の育成及び地域に貢献する活動を推進することを目的とする。

（業務）

第３条　機構においては，次に掲げる業務を行う。

（１）地域連携及び地域に貢献する活動の全学的な推進に係る事業（企画・立案・審査・選考等を含む）に関すること。

（２）その他前条の目的を達成するために必要な業務

２　機構は，前項に規定する業務のほか，国立大学法人琉球大学組織規則に定める運営推進組織及び教育研究等組織（以下「各部局等」という。）が行う地域連携及び地域に貢献する活動を支援し，その推進を図る。

（地域共創企画室）

第４条　前条に掲げる業務について，機構の職員が相互に連携して実務を担いつつ円滑に進めるため，機構に地域共創企画室（以下「企画室」という。）を置く。

（企画室の任務）

第５条　企画室は，次の各号に掲げる任務を遂行する。

（１）地域との連携・協働による人材育成の仕組み構築（生涯学習，学生や社会人を対象としたカリキュラム等を含む。）の企画・立案，実施及び管理

（２）各種団体と本学，各部局等との連携活動に必要となる協議，組織間の連絡調整

（３）本学における地域連携及び社会に貢献する活動に関する調査・分析及び広報

（４）前各号に掲げるもののほか，室の目的を達成するために必要な事項に関する活動

（企画室の組織）

第６条　企画室は，次の各号に掲げる者をもって組織する。

（１）企画室長（以下「室長」という。）

（２）専任教員

（３）特命教員
（４）その他室長が必要と認める者

（職員）
第７条　機構に，次の各号に掲げる職員を置く。
（１）機構長
（２）副機構長
（３）室長
（４）専任教員
（５）特命教員
２　前項に規定する者のほか，次の各号に掲げる職員を置くことができる。
（１）併任教員
（２）その他必要な職員

（機構長）
第８条　機構に，機構長を置き，地域連携を担当する理事をもって充てる。
２　機構長は，機構の業務を掌理し，統括する。

（副機構長）
第９条　機構に，機構長の職を補佐するため副機構長を置く。
２　副機構長は，本法人の副理事又は教員のうちから機構長の推薦に基づき，学長が任命する。
３　副機構長は，機構長に事故があるとき又は欠けたときは，その職務を代行する。
４　副機構長の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

（室長）
第１０条　機構に，室の任務を掌理するため室長を置く。
２　室長は，本法人の役員及び教員のうちから機構長の推薦に基づき，学長が任命する。
３　室長の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，室長に欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

（専任教員）
第１１条　専任教員は，機構長の命を受けて，第３条の業務を行う。
２　専任教員の選考手続き等については，国立大学法人琉球大学教員選考通則の規定に基づき，機構長が担当の理事と調整の上，学長の承認を得て，別に定める。

（特命教員）
第１２条　特命教員は，機構長の命を受けて，第３条の業務を行う。
２　特命教員の選考手続き等については，別に定める。

（併任教員）

第１３条　併任教員は，専任教員及び特命教員と協力し，第３条の業務を行う。

２　併任教員は，機構長の申請に基づき，学長が任命する。

３　機構長は，前項の申請に当たっては，当該教員の所属する学部長等の同意を得るものとする。

４　併任教員の任期は任命された日の属する年度の翌年度の末日までとし，再任を妨げない。

（運営会議）

第１４条　機構の運営に関わる基本方針の策定を行うため，地域連携推進機構運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

（審議事項）

第１５条　運営会議は，次に掲げる事項の基本方針の策定について審議する。

（１）機構の管理運営に関すること。

（２）機構の教員人事（教員選考に係る部分を除く。）に関すること。

（３）機構の事業計画に関すること。

（４）その他機構に関すること。

（運営会議の組織）

第１６条　運営会議は，次に掲げる委員で構成する。

（１）機構長

（２）副機構長

（３）室長

（４）専任教員

（５）特命教員

（６）総合企画戦略部長

（７）地域連携推進課長

（８）その他機構長が必要と認めた者

２　前項第８号の委員の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

（議長）

第１７条　運営会議に議長を置き，機構長をもって充てる。

２　議長は運営会議を招集し，主宰する。

３　議長に事故があるとき又は欠けたときは，副機構長がその職務を代行する。

（議事）

第１８条　運営会議は，委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

２　議決を要する事項については，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

３　議長が必要と認めるときは，委員以外の者を運営会議に出席させ，意見を聴くことができる。

（部会）

第１９条　機構は，教育研究における専門的な分野に係る取組を推進するため，必要に応じて部会を置くことができる。

２　部会に関し必要な事項は，別に定める。

（地域連携推進会議）

第２０条　機構の運営並びに地域連携及び地域への貢献活動等に関する全学的な事項を審議するため，地域連携推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

２　推進会議に関し必要な事項は，別に定める。

（地域連携推進協議会）

第２１条　機構及び機構が行う活動等について，客観的な観点からの評価・助言等に基づいた改善に資するため，地域連携推進協議会を置く。

２　地域連携推進協議会に関し必要な事項は，別に定める。

（事務）

第２２条　機構に関する事務は，総合企画戦略部地域連携推進課において処理する。

（雑則）

第２３条　この規則に定めるもののほか，機構の運営に関し必要な事項は，推進会議の承認を得て機構長が別に定める。

（改廃）

第２４条　この規則の改廃は，推進会議の議を経て学長が行う。

附　則

１　この規則は，平成２８年４月１日から施行する。

２　琉球大学産学官連携推進規則（平成２０年４月２２日制定）は，廃止する。

３　琉球大学生涯学習教育研究センター規則（平成９年３月２５日制定）は，廃止する。

４　琉球大学地域貢献推進委員会規程（平成１４年６月２５日制定）は，廃止する。

附　則（平成３０年３月３０日）

この規則は，平成３０年４月１日から施行する。

附　則（令和　年　月　日）

この規則は，令和２年４月１日から施行する。

令和元年１１月
学　　長

イノベーションの先導に向けた体制の見直しについて

１．背景

本学は国立大学として、「産業界及び自治体との連携を強化し、地域との教育研究両面における本格的な協働による社会のイノベーションを先導すること」※が求められており、従来の地域連携推進機構及び研究推進機構の枠組みを超えて取り組んでいく必要が生じている。

①地域共創（人材育成）

地域共創という面では、イノベーションの創出を担う「人材」の輩出とその仕組みの構築が重要であり、職業教育訓練、リカレント教育、グローバル人材教育、イノベーション教育、新しい生涯教育及び本年度まで実施してきたＣＯＣ・ＣＯＣ＋を中軸とする社会と大学との接続教育を推進していく必要がある。

これらの取組みを地域連携推進機構で一体的・効率的に推進するため、同機構の部門制を解消して地域共創企画室に業務を集約化するとともに、新たな仕組みとして「地域共創人材育成バンク」及び「開発実践専門部会」を設ける。

②産学官連携（研究）

産学官連携という面では、運営費交付金の算定基礎となるＫＰＩに外部資金獲得の要素が盛り込まれるなど、外部資金獲得力強化は大学にとって喫緊の課題となっており、教員個人対企業による共同研究中心から転換し、組織対組織による共同研究を推進する必要がある。（別添参考資料参照）

このため、現状の研究推進機構と地域連携推進機構に分散している産学・研究に関する機能を集約化する。

なお、他大学においても研究推進と産学官連携に関する組織を統合し、分散していたURA、産学官連携コーディネーター等の人材と機能を集約して、基礎研究から産学連携までを一貫して支援できる体制への再編が進んできており、例えば近年、九州地区においても、九州大学をはじめ、佐賀大学、長崎大学においても同様の組織改編を行っている。

※『高等教育における国立大学の将来像（最終まとめ)』H30.1.26 国立大学協会

２．基本的な方針（別図を参照）

上記の背景を踏まえ、以下の組織再編を行う。

（１）地域共創及び産学官連携において、研究推進機構及び地域連携推進機構が円滑に連携して業務を実施することが重要であるため、その機能を持つ「琉大イノベーションイニシアティブ（仮称)」を設置する。

（２）「琉大イノベーションイニシアティブ（仮称)」は学長の下に置き、各機構長、各副機構長、各企画室関係者らをメンバーとして組織する。

（３）地域連携推進機構の下にある産学官連携を部門及び生涯学習推進部門を廃止する。また、地域連携企画室を地域共創企画室に変更し、同室に機構の業務（産学官連携を除く。）を集約化する。

（４）研究推進機構へ地域連携推進機構の産学官連携業務を移管する。

（５）地域連携推進機構に地域共創の新たな仕組みとして「地域共創人材育成バンク」及び「開発実践専門部会」を設ける。

（６）副理事・副学長（産学官連携担当）を副理事・副学長（地域・社会連携担当）に変更する。

（７）学長補佐（産学官連携担当）を新設し、研究推進機構の副機構長に充てる。（副機構長２名体制とする。）

（８）地域連携推進機構地域共創企画室に専任教員を置く。

（９）研究推進機構研究企画室に専任教員を置く。

(10) 事務体制については、必要に応じて見直す。

３．スケジュール

（１）役員等懇談会において、上記の基本的な方針を報告し、学長決裁を行う。

（２）企画経営戦略会議において、上記の基本的な方針を報告する。

（３）研究推進機構会議及び地域連携推進機構会議において、研究推進機構規程、研究推進機構研究企画室規程及び地域連携推進機構規程の一部変更を審議し、学長決裁を行う。（組織関係）

（４）教育研究評議会及び役員会において、組織変更に伴う関連規程の一部変更（産学官連携関係及び人事関係）を審議し、学長決裁を行う。

（５）令和２年４月１日に新体制を発足する。

新たな組織図

イノベーションの先導に向けた体制の見直しについて

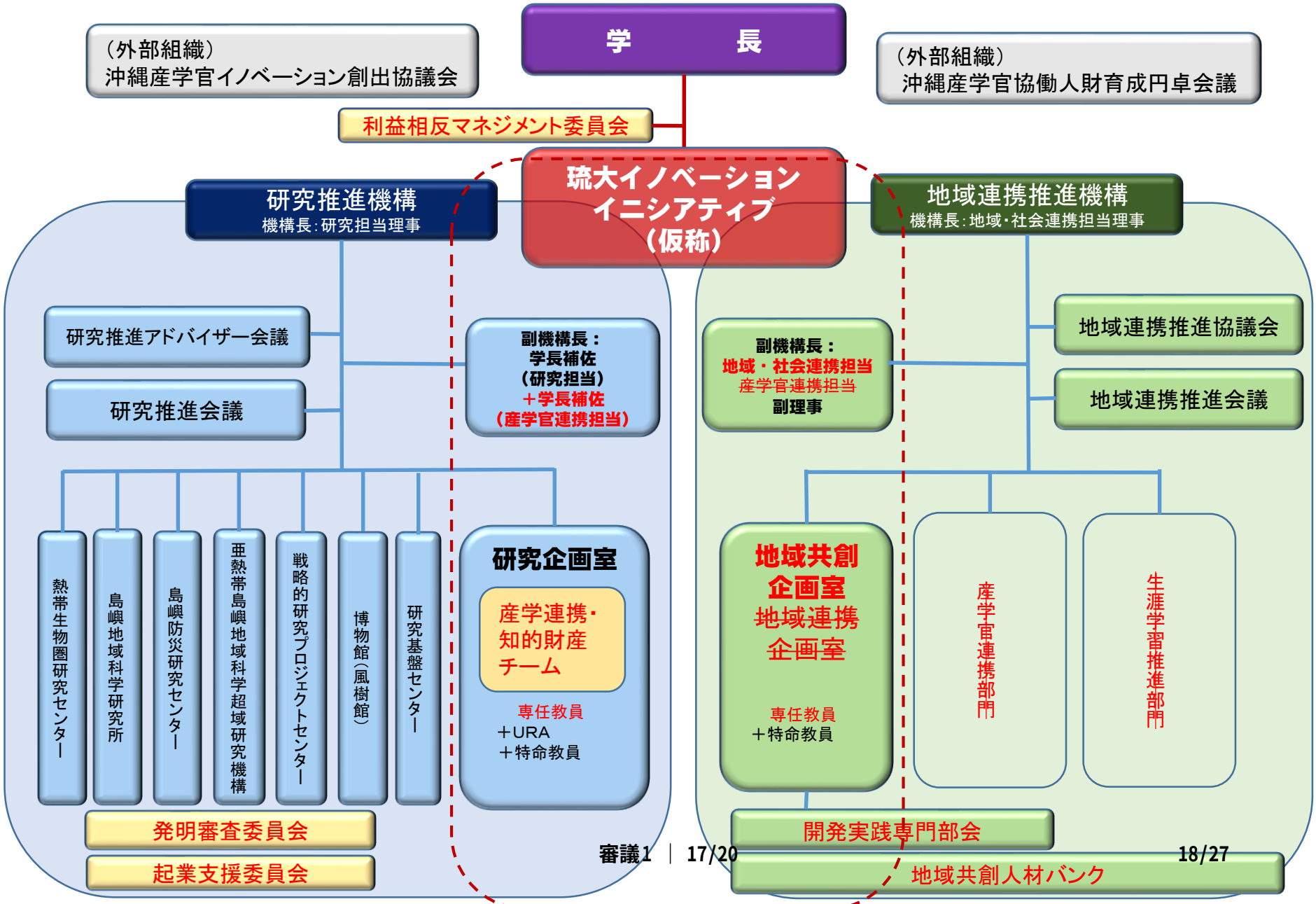

参考：産学連携の推進と運営費交付金の重点配分の連動

○　Society5.0の実現に向けて、イノベーションの源泉である大学が、産学連携を推進し、財源を多様化することは不可欠であり、オープンイノベーション機構の設立により、「組織」対「組織」による産学連携を推進。
○　この動きを、国立大学運営費交付金の重点配分により、さらに推し進め、産学連携収入の学内への還元や体制増強を図るなど、資金の好循環を実現。

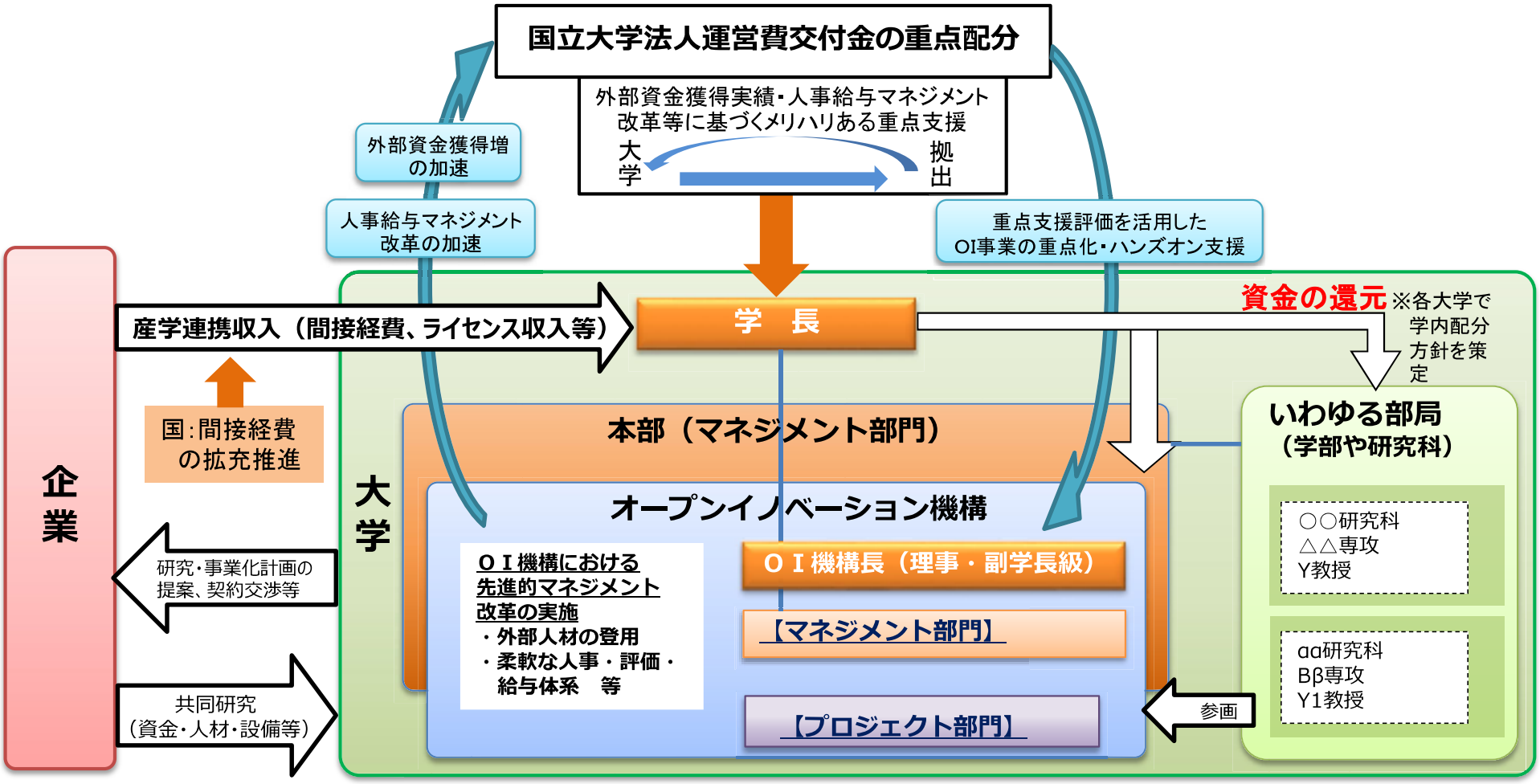

基盤的研究ならびに沖縄の地域特性を反映した特色ある研究の強化

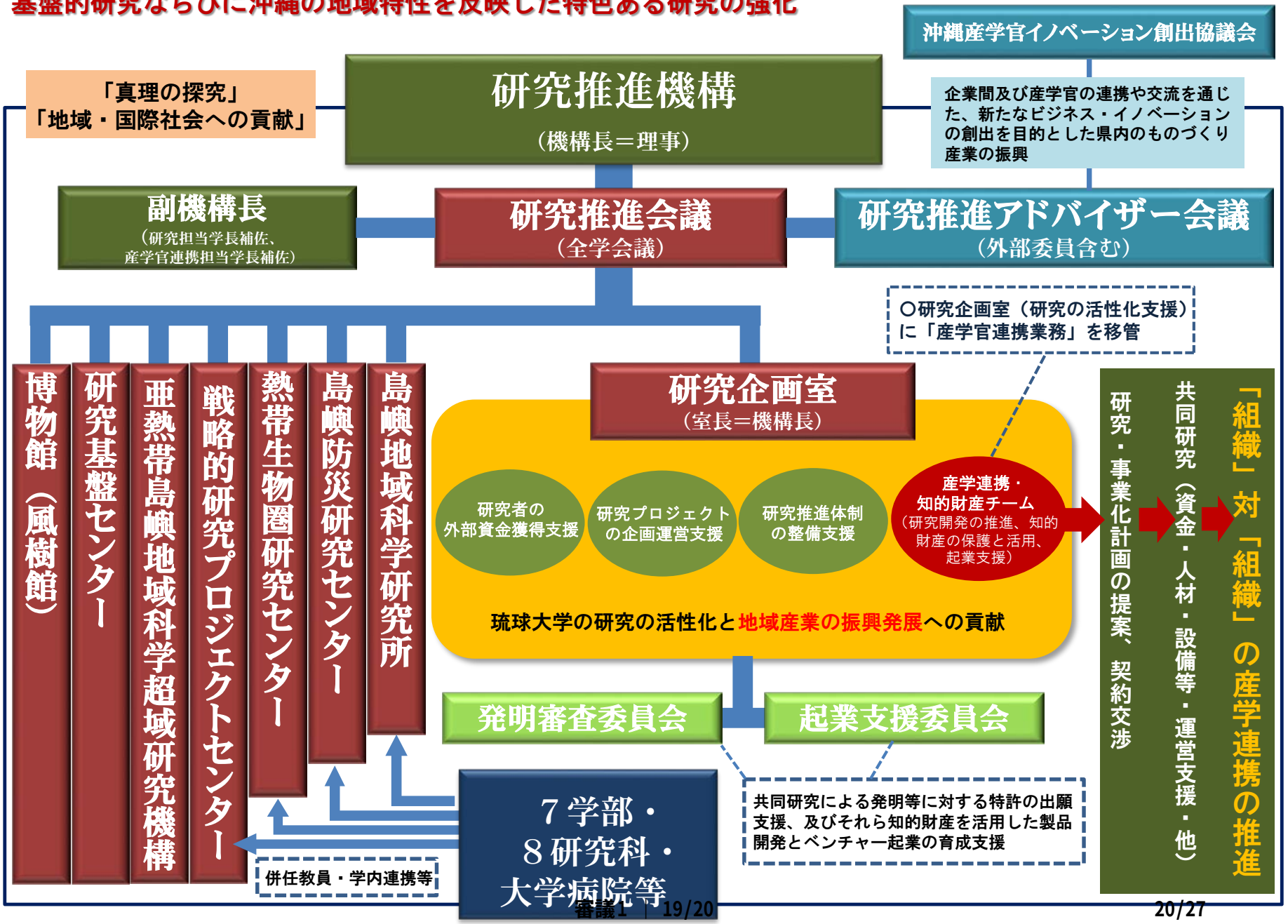

産学官金・地域との協働で
「教育環境及び教育サービスの創出・提供・定着」の拠点を創出

沖縄産学官協働人財育成円卓会議

沖縄21世紀ビジョンの実現に資する、産学官金と協働した地域人財の設定、人財輩出のために必要な連携体制＆支援に関するプラットフォーム

「行動するシンクタンク」

地域連携推進機構
（機構長＝理事）

副機構長
（地域・社会連携担当副学長）

地域連携推進会議
（全学会議）

地域連携推進協議会
（外部委員含む）

〇地域と大学を繋ぐ総合的なワンストップ窓口（他の機構や学部等の組織への繋ぎ）
〇教育環境及び教育サービスの創出・提供・定着（企画・実施、自走化までを総合調整）

地域共創企画室
（室長）

※「白文字」は専門部会の例

- 職業教育訓練（VET：ビジネススキルアップ）
- リカレント教育（専門職養成・高度化、初級地域公共政策士）
- グローバル人材教育（外国語運用能力、海外インターンシップ）
- イノベーション教育（デザイン・シンキング、科学教育、起業教育）
- 新しい生涯学習教育（自治体向け課題解決講座）
- 社会と大学の接続教育（出口一体型、地域志向教育）

小・中・高校生、大学生と社会人も含めた学びの機会拡充と教育プログラム開発・実践

開発実践専門部会
（複数設置）

バンクに登録している学内外の人材が、専門部会を舞台に、地域の求める人財輩出のための仕組みづくりへの参画、教育プログラムの開発・実践を担当

多様な大学資源 × 産学官金・地域が持つ資源 → 島嶼地域をカバーする教育拠点の構築 → 地域貢献大学としての機能強化（琉大ブランドの確立）

地域共創人材バンク
（登録制）
＜学部等、学内教員、他の高等教育機関・産業界・自治体等からの専門人材、他＞

地域連携推進機構運営会議 委員名簿

（令和元年１１月１１日時点）

	所属・職名	氏名	区分	備考
1	機構長 （理事・副学長（地域・社会連携担当））	牛窪（うしくぼ） 潔（きよし）	１号委員	議長
2	副機構長 兼 産学官連携部門長 （副学長・副理事（産学官連携担当））	竹村（たけむら） 明洋（あきひろ）	２号委員	議長代行
3	地域連携企画室長 （生涯学習推進部門　教授）	背戸（せと） 博史（ひろふみ）	３号委員	
4	生涯学習推進部門長 （生涯学習推進部門　教授）	背戸（せと） 博史（ひろふみ）	４号委員	
5	生涯学習推進部門　准教授	柴田（しばた） 聡史（さとし）	５号委員	専任教員
6	地域連携企画室　特命准教授	小島（こじま） 肇（はじめ）	６号委員	特命教員
7	地域連携企画室　特命准教授	島袋（しまぶくろ） 亮道（あきみち）	６号委員	特命教員
8	地域連携企画室　特命准教授	畑中（はたなか） 寛（ひろし）	６号委員	特命教員
9	産学官連携部門　教授 （工学部　教授）	瀬名波（せなは） 出（いずる）	７号委員	併任教員 (任期:2019年4月1日～)
10	産学官連携部門　教授 （理学部　教授）	眞榮平（まえひら） 孝裕（たかひろ）	７号委員	併任教員 (任期:2019年4月1日～)
11	総合企画戦略部長	新田（にった） 早苗（さなえ）	９号委員	
12	総合企画戦略部 地域連携推進課長	金城（きんじょう） 徹（とおる）	１０号委員	
13				
14				

国立大学法人琉球大学地域連携推進機構規則

〔平成２８年２月２３日
制　　定〕

（趣旨）
第１条　この規則は，国立大学法人琉球大学組織規則第１６条第２項の規定に基づき，国立大学法人琉球大学地域連携推進機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（目的）
第２条　機構は，国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）における地域連携，産学官連携及び生涯学習推進に関わる戦略を全学的かつ一体的な観点から確立し，地域社会における人材の育成，産業振興に貢献するとともに地域連携の諸活動を通して本法人における教育研究活動の活性化を図ることを目的とする。

（部門等）
第３条　前条の目的を達成するため，機構に次の室，部門，系及びセンターを置く。
(1) 地域連携企画室
(2) 産学官連携部門
ア 研究開発支援系
イ 知的財産系
ウ 起業支援系
(3) 生涯学習推進部門
ア 社会教育系
イ 地域志向教育系
２　前項１号の地域連携企画室に交流人材センターを置く。
３　交流人材センターに関し必要な事項は，別に定める。

（業務）
第４条　機構においては，次に掲げる業務を行う。
(1) 地域連携企画室
ア 機構全体の統括，方向性に関すること。
イ 機構内の組織間の協働体制の構築に関すること。
ウ 機構とグローバル教育支援機構，研究推進機構及び学部・研究科等との協働体制の構築に関すること。
エ 機構と産学官をはじめとする多様な組織との協働体制の構築に関すること。
オ 学内外への地域連携に係る広報戦略策定と実施に関すること。
カ 産学官民からの協力要請及び要望等に関する総合窓口に関すること。

(2) 産学官連携部門
ア 民間機関等との共同研究，受託研究その他研究開発の支援に関すること。
イ 民間機関等の技術者及び学生等への技術教育の実施及び援助に関すること。
ウ 知的財産の創生，内容評価，特許出願，管理及び活用に関すること。
エ 知的財産の契約及び係争に関すること。
オ 知的財産の補償，表彰及び啓発普及に関すること。
カ 知的財産の技術移転に関すること。
キ 知的財産及びノウハウを活用した大学発ベンチャーの起業支援に関すること。
ク その他産学官連携の推進に関すること。

(3) 生涯学習推進部門
ア 生涯学習体系に資する教育・研究に関すること。
イ 公開講座及び公開授業の計画・実施の支援に関すること。
ウ 本法人が有する生涯学習に資する機能の開放に関すること。
エ 地域志向教育の推進に関すること。
オ 地域人材の育成に関すること。
カ 他の教育機関及び地域の生涯学習機関等との連携・協力に関すること。
キ その他生涯学習に関すること。

（組織）
第５条　機構に，次の各号に掲げる職員を置く。
(1) 機構長
(2) 副機構長
(3) 室長
(4) 部門長
(5) 専任教員
(6) 特命教員
(7) 併任教員
(8) コーディネーター
(9) その他の職員

（機構長）
第６条　機構に，機構長を置き，地域連携を担当する理事をもって充てる。
２　機構長は，機構の業務を掌理し，統括する。

（副機構長）
第７条　副機構長は，機構長の職を補佐するとともに，機構長に事故があるとき又は欠けたときは，その職務を代行する。
２　副機構長は，本法人の副理事又は教員の中から機構長の推薦に基づき，学長が任命する。
３　副機構長の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

（室長）
第８条　室長は，当該室の業務を掌理するとともに，機構長の職務を補佐する。
２　室長は，本法人の教員の中から機構長の推薦に基づき学長が任命する。
３　室長の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，室長に欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

（部門長）
第９条　部門長は，当該部門の業務を掌理するとともに，機構長の職務を補佐する。
２　部門長は，本法人の教員の中から機構長の推薦に基づき学長が任命する。
３　部門長の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

（地域連携推進会議）
第１０条　機構の運営並びに全学の地域貢献及び地域連携等に関する事項を審議するため，地域連携推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

２　推進会議に関し必要な事項は，別に定める。

（地域連携推進協議会）
第１１条　機構に対する評価・助言等を行うため，地域連携推進協議会を置く。
２　地域連携推進協議会に関し必要な事項は，別に定める。

（運営会議）
第１２条　機構の運営に関わる基本方針の策定を行うため，地域連携推進機構運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

（審議事項）
第１３条　運営会議は，次に掲げる事項の基本方針の策定について審議する。
(1) 機構の管理運営に関すること。
(2) 機構の教員人事（教員選考に係る部分を除く。）に関すること。
(3) 機構の事業計画に関すること。
(4) その他機構に関すること。

（運営会議の組織）
第１４条　運営会議は，次に掲げる委員で構成する。
(1) 機構長
(2) 副機構長
(3) 室長
(4) 部門長
(5) 専任教員
(6) 特命教員
(7) 機構長が指名する併任教員　若干人
(8) コーディネーター
(9) 総合企画戦略部長
(10) 地域連携推進課長
(11) その他機構長が必要と認めた者
２　前項第７号及び第１１号の委員の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

（議長）
第１５条　運営会議に議長を置き，機構長をもって充てる。
２　議長は運営会議を招集し，主宰する。
３　議長に事故があるとき又は欠けたときは，副機構長がその職務を代行する。

（議事）
第１６条　運営会議は，委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
２　議決を要する事項については，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。
３　議長が必要と認めるときは，委員以外の者を運営会議に出席させ，意見を聴くことができる。

（専門委員会）
第１７条　機構に専門的事項を審議するため，専門委員会を置くことができる。

（事務）
第１８条　機構に関する事務は，総合企画戦略部地域連携推進課において処理する。

（雑則）
第１９条　この規則に定めるもののほか，機構の運営に関し必要な事項は，推進会議の承認を得て機構長が別に定める。

（改廃）
第２０条　この規則の改廃は，推進会議の議を経て学長が行う。

附　則
１　この規則は，平成２８年４月１日から施行する。
２　琉球大学産学官連携推進規則（平成２０年４月２２日制定）は，廃止する。
３　琉球大学生涯学習教育研究センター規則（平成９年３月２５日制定）は，廃止する。
４　琉球大学地域貢献推進委員会規程（平成１４年６月２５日制定）は，廃止する。
附　則（平成３０年３月３０日）
この規則は，平成３０年４月１日から施行する。

令和元年度第１７回 地域連携推進機構運営会議 座席表

令和２年１月７日（火） １３：１５～１４：１５
（本部管理棟２階 第二会議室）

（監事 ※陪席）
嘉目 克彦

陪席

瀬名波 出
（産学連携推進部門）

金城 徹
（地域連携推進課長）

新田 早苗
（総合企画戦略部長）

陪席

柴田 聡史
（生涯学習推進部門）

島袋 亮道
（地域連携企画室）

眞榮平 孝裕
（産学連携推進部門）

竹村 明洋
（副機構長 兼
産学連携推進部門長）

牛窪 潔
（機構長）

背戸 博史
（地域連携企画室長 兼
生涯学習推進部門長）

小島 肇
（地域連携企画室）

富永 千尋
（研究企画室 特命教授）
※陪席

入 口

（欠席）
畑中 寛
（地域連携企画室）